

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

## 岡山国民年金 事案 451

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から55年3月まで

勤務を辞め開業した時に厚生年金保険から国民年金に切り替えたが、その手続は当時の顧問税理士にしてもらった。申立期間の保険料は、納付書が届いたら妻が信用組合の外交員に渡して私と妻の二人分を納付した。昭和54年及び55年の確定申告書(控)には国民年金の記載があり、一緒に納めた妻については納付済みとなっているのに、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和54年及び55年の確定申告書(控)の社会保険控除の欄には、国民年金保険料の支払額が記載され、その金額は当時の国民年金保険料額と一致している。

また、申立人については、社会保険庁の記録上、国民年金手帳記号番号が昭和55年8月ごろに払い出されたこととされているが、納付書が届いたら一緒に納付していたとする申立人の妻については申立期間は納付済みとなっている上、申立期間を通じて生活状況に特段の変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年1月から平成元年3月まで  
② 平成3年3月  
③ 平成4年12月  
④ 平成5年3月  
⑤ 平成6年3月

申立期間①について、私は学生で国民年金は任意加入の時代であったが、母親がA市役所B支所で私の国民年金の加入手続を行い、20歳から大学を卒業するまで同支所で国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間②から⑤の期間について、私は平成元年に大学を卒業し、公立学校の講師をしているが、1年に1回契約が切れる際の社会保険の手続はしっかり行っていた。以上のことから、①から⑤までの申立期間が未加入となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の母親は、加入手続をした当時の状況や納付書を持参しB支所で保険料を納付していたことを具体的に記憶しているとともに、当時、B支所に勤務していた職員も、申立人の母親がたびたび来所していたと証言していることから、申立人の母親の証言には信憑<sup>びよう</sup>性がある。

また、申立人は、昭和61年8月18日から在籍していた大学があるC市に住民票を移しているが、申立人の母親は、61年10月か11月ごろに地元のA市役所B支所で申立人の国民年金の加入手続を行ったとしているところ、

A市では、当時、学生自身の住民票が無くても、A市に在住の親から転居している学生の国民年金の任意加入を受付け、保険料についても収納していたと回答しており、申立人の母親の証言と一致する。

さらに、申立人のA市の国民年金被保険者名簿（コンピューター記録）には、国民年金の最初の資格取得日は平成元年4月1日と入力されているが、取得事由の欄は「再取得」、理由の欄は「任→1」と入力されており、資格取得以前は国民年金の任意加入者であったことをうかがわせる記録となっている。

加えて、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度発足以来、国民年金加入期間はすべて納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

- 2 申立期間②から⑤について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立てをしている平成6年までは、厚生年金保険と厚生年金保険の間の期間で国民年金保険料を納付しているのは、3か月以上の期間であり、申立期間はすべて1か月と短期間であることから、申立人は、当時、月の途中（月末等）に厚生年金保険の資格を喪失し、翌月（1日等）に厚生年金保険の資格を取得した場合、資格喪失月については国民年金の対象とならないとして、国民年金の加入手続を行わなかった可能性がある。

さらに、申立期間②から⑤について4期間連続して、行政側に事務手続の不手際があったとは、考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA銀行(現在は、C銀行。以下同じ。)B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月25日から同年10月1日まで  
昭和34年4月から平成2年6月27日まで継続してA銀行に勤務しているにも関わらず、D支店からB支店に転勤した時期に加入期間に空白期間が生じており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A銀行から提出された在職証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA銀行に申立期間継続して勤務(昭和38年9月25日にD支店からB支店へ転勤)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年10月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 20 年 9 月 25 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額を 6,000 円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入した事実が無いとの回答を受けた。昭和 18 年 4 月から A 通信 B 製造所に勤務していたが、20 年 6 月空襲に遭い、工場、寮すべてが焼けてしまったが、雑務整理を含めて 9 月 30 日まで勤務したにもかかわらず、申立期間について加入記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A 通信の継承会社の C 社が管理している帳票によると、申立人は、資格喪失年月日は昭和 20 年 9 月 25 日と記載されている。

また、社会保険事務所の保管する厚生年金保険記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失年月日は昭和 20 年 9 月 25 日となっている。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が昭和 20 年 9 月 25 日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年9月まで

夫の転勤で引っ越したのを機会に国民年金に加入した。加入手続はA市で私自身がしたが、手続の時に年金手帳の交付を受けたかどうかは覚えていない。保険料額は、1,000円から1,200円ぐらいの安い金額だったように覚えており、保険料は夫名義の口座から引き落としていたので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人に聴取しても国民年金の加入手続の具体的な記憶は無い上、申立人は、保険料は申立人の夫の口座から引き落としていたと述べていたが、申立人自身が金融機関に確認したところ、記録は無く不明であるとの回答であり、申立期間当時の納付状況も不明である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳には、「被保険者となった日 昭和51年10月26日 任」と記載されており、申立期間においても任意加入者である申立人は、制度上、さかのぼって国民年金に加入することはできない上、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月7日から同年10月まで  
② 昭和38年6月7日から40年3月1日まで  
③ 昭和40年1月から同年4月まで  
④ 昭和50年12月から52年2月まで  
⑤ 昭和52年9月6日から53年3月まで

申立期間については、A社(①の期間)、B社(②の期間)、C社(③の期間)、D社(④の期間)、E社(⑤の期間)に勤務し、自動車の整備及び修理等や青果をトラックへ荷積みし搬送していた。いずれの会社も正社員として勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

①、③及び④の期間について、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

①、④及び⑤の期間について、当該事業所において一緒に勤務していたと主張している同僚についての加入記録をみると、厚生年金保険の被保険者となっていない者及び加入が遅れている者がみられる。

④及び⑤の期間について、雇用保険の加入記録をみると、雇用保険の被保険者となっていない状況及び厚生年金保険の加入記録と一致している状況がみられる。

②の期間について、勤務期間が不明確など、申立期間に係る申立人の記憶は曖昧であり、申立期間当時の状況に関する同僚の証言は得られない。加えて、事業主は、書類をすべては保存していないため、人事記録等申立てに関

する資料は確認できない。

③の期間について、事業主から提出された従業員名簿を見ると、同名簿に記載されている厚生年金保険の資格取得日と社会保険庁の加入記録は一致している。加えて、申立人と同様、昭和 40 年 4 月 30 日に退職している者について、厚生年金保険の資格喪失日を見ると、申立人と同一日となっている。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年9月19日から26年2月28日まで  
② 昭和26年3月1日から28年2月25日まで  
③ 昭和28年12月1日から29年3月5日まで  
④ 昭和31年10月1日から39年3月26日まで

社会保険事務所で申立期間については、脱退手当金が支払われていると言われたが、その当時、受け取った覚えが無い。脱退手当金を受け取ったことになっているのは、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、過去のすべての被保険者期間をその計算の基礎としており、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から7か月後の昭和39年10月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、脱退手当金を受給したとする期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月1日から3年5月1日まで

A社の社長の妻であり、申立期間については社長の夫と力を併せて会社経営を行っていました。今回、申立期間について、厚生年金保険が未加入となっていることに関しいろいろ調べましたが、関係書類が残っていないため理由はわかりません。判ったことは、業績不振だったため、申立期間当時の経理部長が会社の毎月の資金繰りに四苦八苦し、社会保険料を減らすためにいろいろな事をやったということです。このため、私の加入期間に空白が生じたのではないかと思われまます。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間に係る厚生年金基金の加入記録を見ると、厚生年金保険の加入記録は一致している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録を見ると、申立人は、申立期間当時、配偶者の健康保険の被扶養者であることが確認できる。

加えて、申立期間において申立人は老齢厚生年金を受給しており、厚生年金保険に加入していたならば、老齢厚生年金の支給額が減額調整されることとなる。しかし、社会保険事務所の年金支給記録をみると、減額調整は行われていないことから、申立期間について、申立人は、厚生年金保険に加入していないことが推認される。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。